

2 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自然保護協会(以下、協会という。)の定款に定める顧問・会長・理事・監事・評議員・参与及び別途規程で定める委員・協会主催の講演会等における講師等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

2 定款の定めによる常勤役員に対する報酬は、別に定める。

(費用弁償の種類と内容)

第2条 役員等への費用弁償は、役職、業務の種類毎にその費用弁償の内容を定める。

ただし、複数の役職をかねている場合は、上位の支給条件及び支給額とする。

2 役職毎の費用弁償内容は、下表のとおりとする。尚、表中に「旅費」とあるものについて業務場所が業務従事者の自宅から起算して100km未満の場合は、宿泊費及び日当は支給せず、交通費の実費のみとする。

3 当該業務が出張(ここでは、業務場所が業務従事者の自宅から起算して100km以上となる業務をいう。)となる場合は、第5条の規定に従う。ただし、理事・監事・評議員の理事会・評議員会への出席に関わる費用弁償内容は、出張となる場合においても日当は支給しない。

業務の種類	1号業務	2号業務	3号業務	4号業務	
内容	日常業務への参画を要請する場合	業務に関わる会議等に参加要請する場合	講演等の実施を要請する場合	理事会・評議員会への出席を要請する場合	
1	顧問	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
2	会長	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
3	理事 監事	第3条に規定する手当及び旅費を支給する	第3条に規定する手当及び旅費を支給する	6の講師とみなす	旅費を支給する ただし、出張となる場合においては、宿泊費・交通実費のみを支給する。
4	評議員	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する ただし、出張となる場合においては、宿泊費・交通実費のみを支給する。

5	参与	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	6の講師とみなす	旅費を支給する
6	講師	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	7の委員とみなす	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	
7	委員	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	第4条に規定する謝金及び旅費を支給する	6の講師とみなす	

(非常勤役員の業務手当)

第3条 協会の非常勤役員（理事及び監事）が業務を実施する際の手当額は、原則として次のとおりとする。

2 1号業務及び2号業務を実施する場合は、下表のとおりとする。

(単位：円)

役職	半日	1日
理事	10,000	20,000
監事	10,000	20,000

3 3号業務を実施する場合は、第2条第2項の表による。

4 4号業務を実施する場合は、手当は支給しない。

(非常勤役員以外の役職者に対する謝金)

第4条 常勤役員以外の役職者に1号業務から4号業務までの各業務を依頼する際の謝金額は、下表のとおりとする。ただし、講師、委員については4号業務は除く。

(単位：円)

半日	1日	2日	3日
10,000	20,000	40,000	60,000

2 ただし、他団体との共催事業または委託事業、または当該事業固有の予算枠ないしは謝金単価が設定されている場合は、原則としてそれに従うものとする。

(出張に伴う交通費・宿泊費と日当)

第5条 第2条第3項の定義を満たし事前に決裁された出張については、必要に応じ旅費（交通費・宿泊費・日当）を支給する。ただし、第3条、第4条に規定する業務手当あるいは謝金が支払われる場合は、日当は支給しない。

2 交通費は、実費を支給し、出張後に精算する。

- 3 宿泊費および日当額は、下表のとおりとする。ただし、出張の場合であっても、日帰りの場合は宿泊費を支給しない。

(単位：円)

宿 泊 費	日 当
実費（宿泊施設発行の領収書の額とする）。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、日本国内においては11,000円を上限とする。海外においては、北米・欧州・豪州は16,000円、それ以外の地域においては14,000円を上限とする。	5,000

附 則

(施行期日)

第6条 この規程は、2012(平成24)年4月1日より施行する。(平成24年2月3日評議員会議決)